

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 0 回)

令和6年1月26日

開 会 1 6 時 0 0 分

閉 会 1 6 時 2 8 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議席	氏名	出席委員	欠席委員
1	五十嵐 剛	○	
2	清水 正勝	○	
3	山崎 和徹	○	
4	富川 裕一	○	
5	廣田 和也	○	
6	近藤 洋介	○	
7	青木 実	○	
8	大森 毅英	○	
9	吉川 永充	○	
10	木根 和美	○	
11	増田 貴志		○
12	光富 靖展	○	
13	大谷内 清	○	
14	荒井 優	○	
15	板垣 昭仁	○	
16	菊入 等	○	
17	尾崎 成宣	○	
18	馬木 逸男	○	
19	水野 静也	○	
20	山川 功	○	
21	高橋 淳一	○	
22	栗野 良寛	○	
23	佐々木 弘昭	○	
24	塩尻 総徳	○	
25	下坂 多伊子	○	
26	中川 幸生	○	
27	宮武 努	○	

第10回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和6年1月26日（金）16時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外25名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・後藤次長・藤野係長・袴田主査・成田主事補 |
| 5 書記 | 袴田主査 |

宮谷局長

開会宣言（16時00分）

只今から、令和5年度 第10回深川市農業委員会総会を開催いたします。本日の総会におきまして、増田委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。会長よりご挨拶をいただきまして総会を始めさせていただきます。

菊入会長

新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。私たちが昨年の7月の改選から約半年が過ぎました。その間、12月も案件が結構ありましたが、しっかりとお仕事をさせていただいていると思います。

北海道農業会議の中でも、ちょっとしたミスから情報漏洩の危機がありまして、職員に対してのけん責処分を2名ほどしました。私たちがこのようなことがないように個人情報扱いますのでしっかりとやっていかなければならないと改めて思ったところでもあります。

さて、元旦の能登の地震から本日で26日目になります。まだまだ避難生活もありますし、被害の全貌というのわからない状態です。その中で、1月24日に東京で全国農業会議所の理事会があり話を聞いてきましたが、福井、石川、富山、新潟の半分近くは結構な地震の被害にあってしまっていて、さらに富山と新潟は地震により地盤が液状化となっているとのことです。

1月23日には全国農業会議所の会長が農林水産大臣に対して、この被害に対する対応をしっかりしてもらいたいと要望をしたところでもあります。今の農林水産大臣は熊本出身の方で熊本地震の被害を見てきていますので「しっかりとやってまいります。」という言葉伝えてきたということです。これから、どのような被害が遭ったのかという全容が明らかにされることに従って、国の予算も当初1,500億という話がありましたけれども、まだまだ必要なのかなと思います。

今回の地震で亡くなられた方々へのご冥福をお祈りするとともに、被害に遭われた方々へお見舞いを申し上げるところでございます。被災地では、まだまだ多くの方が活動されておりますので、その人達も二次災害が起きないようにお祈りしたいと思います。1月24日の会議の中では、農業委員会組織としても義援金を何とかしたいという話がありました。後ほどの協議会の中で義援金の話がありますのでよろしくお願いたします。

それでは、年が明けまして初めての総会ですのでよろしくご審議をお願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

13番大谷内委員、14番荒井委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長	12月26日の総会以降、昨日までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。
菊入会長	次に、日程第3、委員会報告に入ります。 (1) 農政特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。
宮武委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。 報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。 今月は38件で、番号1番から14番、29番から38番が売買に係るあっせん申し出、番号15番から16番は、売買と賃貸借に係るあっせん申し出、番号17番から28番が賃貸借に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、番号1番から28番が令和6年1月4日、番号28番以降が令和6年1月16日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第1号を承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
袴田主査	農業者年金基金法施行規則第14条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。 今月は5件で、すべて新法分です。受給権者の氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。 (「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なし、ということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 現況証明書の交付について、事務局より説明願います。
後藤次長	記載の方より現況証明書の交付願いがあり、確認のうえ、会長専決により交付をいたしましたのでご報告いたします。 今月は11件で、土地の所在・申請者等は記載のとおりです。証明を必要とする理由

	<p>は地目変更のためです。番号1番は、農業委員会内規2—(1)—アの「法4条・法5条・法73条の許可があり、転用目的等が完了している場合。」に基づき、「宅地」として交付しております。</p> <p>番号2番は、農業委員会内規2—(1)—カの「農地利用状況調査結果に基づく願書の提出があった場合」に基づき、「雑種地」として交付しております。番号3番から11番は、農業委員会内規2—(1)—クの「公簿地目が非農用地の土地について、農用地としての願書の提出があった場合及び農用地の土地について、地目の異なる農用地としての願書の提出があった場合。」に基づき、会長専決により番号3番から7番、番号9番から11番は「田」として、番号8番は「畑」として交付しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは質疑等なし、ということで報告第3号を承認します。</p>
菊入会長	<p>続きまして、日程第5、議案に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
成田主事補	<p>記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は12件で、番号1番、4番、5番、7番から12番は貸主が売買するための解約、そのうち番号10番から12番は貸主が貸付地を北海道農業公社に売り渡す前提での解約です。番号2番、3番、6番は、借主の経営縮小による解約です。合意解約日と土地の引き渡し時期については、番号1番から9番は令和6年1月4日、番号10番以降は令和6年1月16日です。解約する土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より説明願います。</p>
藤野係長	<p>記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。</p> <p>今月は1件で、申請地及び申請人氏名・理由・借人の経営概況等については記載のとおりです。番号1番は、返還された農地を経営者である息子に使用貸借をするもの、期間は11年間となっております。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いしておりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>

菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第3号 買受適格証明願について、を議題とします。事務局より説明願います。
藤野係長	<p>記載の方より、一般競争入札の行われる農地を農地法第3条の規定による権利の移転の目的で一般競争入札に参加するため、買受適格証明願書の提出がありましたので、交付の適否について審議をお願いします。</p> <p>願出所在地及び申請人氏名・申請理由・申請人経営概況等については記載のとおりです。本件は、江別市が執行する案件で、入札参加資格の申込期間は令和5年12月1日から令和6年2月22日まで、開札期日は令和6年3月22日となっております。</p> <p>なお、買受適格証明書の交付を受けた者が最高価申込者になり、農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったときは、北海道農地法関係事務処理要領に基づき、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、会長専決により許可して差し支えないとしております。したがって、この証明書を交付することは、農地法第3条の許可をすることの前提となりますので、本件の買受適格証明を審議していただく際には、農地法第3条の許可も考慮した上での審議となりますが、地元の委員さんのご意見をお伺いしたところ、周辺の農地への影響はないと報告いただいております。また、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしております。会長専決により許可した場合は、直近の総会にて報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 （「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第4号 買入協議の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。
袴田主査	<p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第3条第2項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第1項の申出に係るもののうち、同法第16条の規定による買入協議が必要と認められたものにつき、深川市長に要請するため審議をお願いします。</p> <p>今月は10件で、買入協議が必要な理由は買入希望者が資金調達等の理由により速やかな買入が不可能なためです。この10件につきましては、来月の農業委員会総会におきまして北海道農業公社が買い入れる予定になっております。買入協議に係る農用地、あっせん申出者の氏名、申出年月日等につきましては記載のとおりです。</p> <p>説明は以上です。</p>

<p>菊入会長</p> <p>菊入会長</p> <p>菊入会長</p> <p>菊入会長</p> <p>成田主事補</p>	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>（「なし」という声あり）</p> <p>菊入会長 ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」という声あり）</p> <p>菊入会長 それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。</p> <p>菊入会長 次に、議案第5号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p> <p>成田主事補 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画の作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。</p> <p>今月は48件で、番号1番から32番までが売買の案件、33番から48番までが賃貸借の案件です。番号1番、3番は、出し手が老齢により経営移譲するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は、番号1番がL資金、番号3番はJA資金です。番号2番、4番、8番、9番、13番、14番、17番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、このうち番号4番、14番、17番については、出し手の残地もあわせて処分をするもので、資金対応は、番号9番、13番は自己資金、番号2番はJA資金、番号4番、8番、14番、17番はL資金です。</p> <p>番号5番、11番は、期間満了により返還された農地及び残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号5番は自己資金、番号11番はJA資金です。番号6番は、出し手の残地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。</p> <p>番号7番、15番、16番は、出し手が老齢等により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれもL資金です。番号10番は、相続により取得した農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。</p> <p>番号12番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はJA資金です。番号18番から23番は、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はいずれも自己資金です。</p> <p>番号24番から32番は、農地売買等事業による北海道農業公社の買い入れです。出し手の理由としては、番号24番、26番から28番、32番は老齢により経営移譲するためです。番号25番は、合意解約により返還された農地及び残地を処分するためです。</p> <p>番号29番及び30番は、老齢等により経営縮小をするためです。番号31番は、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るためです。これら買い入れについては、先月の総会において買入協議の要請をしたものです。</p> <p>番号33番以降は、賃貸借の案件です。番号33番、37番、41番、43番、44番は、期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号33番、37番、43番は10年間、番号41番は11年間、番号44番は3年間です。</p> <p>番号40番、42番、45番は合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号40番は10年間、番号42番、45番は</p>
--	---

	<p>3年間です。番号34番及び35番は、出し手の経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも3年間です</p> <p>番号36番は、出し手が老齢により経営移譲をするため、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は5年間です。番号38番、39番は、相続により取得した農地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号38番は3年間、番号39番は5年間です。</p> <p>番号46番から48番は全て再設定の案件となっております。これら再設定の貸借期間等については議案に記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。</p> <p>以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっております、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>次に、議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局から説明願います。</p>
後藤次長	<p>記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。</p> <p>今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです。番号1番は、許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
菊入会長	<p>説明が終わりましたので、質疑を受けます。</p> <p>(「なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」という声あり)</p>
菊入会長	<p>それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。</p>
菊入会長	<p>以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。</p> <p>(総会終了 16時28分)</p>